

規制の事前評価の点検結果

平成 23 年 2 月

総務省行政評価局

目 次

I 点検結果の概況

1	規制の政策評価の枠組み	1
2	規制の事前評価の実施状況	3
3	規制の事前評価の点検結果	5
①	点検項目：分析対象期間が設定されているか。	5
②	点検項目：「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」が、比較対象（ベースライン）として設定されているか。	6
③	点検項目：発生又は増減することが見込まれる具体的な費用の要素が挙げられているか。その際、定量化又は金銭価値化して示されているか。	7
④	点検項目：発生又は増減することが見込まれる具体的な便益の要素が挙げられているか。その際、定量化又は金銭価値化して示されているか。	7
⑤	点検項目：費用と便益の関係の分析（規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうか）が行われているか。	10
⑥	点検項目：ベースライン以外の代替案が設定され、当該案と代替案の比較考量の結果が示されているか。また、規制緩和の場合においては、規制の廃止も代替案として比較が行われているか。	11
⑦	点検項目：レビューを行う時期又は条件が設定されているか。	13
4	規制の事前評価の今後の課題	15

II 個別の点検結果

1	点検結果の一覧表	16
2	点検結果表	20

(資料)	各府省が実施した規制の事前評価書	103
------	------------------	-----

I 点検結果の概況

1 規制の政策評価の枠組み

(1) 規制の政策評価については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「評価法施行令」という。）第3条第6号に基づき、各府省に対して、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更する際に、事前評価を実施することが義務付けられている。

また、評価法第5条に基づき定められた「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）においては、「規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする」とされている。

(2) 規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価を円滑かつ効率的に実施するため、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針を示す「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定されている。

(3) 各府省は、評価法第6条に基づき、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）において事前評価の実施に関する事項を定めることとされている。

規制の事前評価についての各府省の基本計画における記載内容は、図表1のとおりである。

図表1 規制の事前評価についての基本計画における記載内容

府 省	規制の事前評価についての記載内容
内 閣 府 宮 内 庁	方式及び対象についてガイドライン等を踏まえ決定する旨を規定 －
公正取引委員会	評価法施行令第3条第6項の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行う旨を規定 また、同項において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努める旨を規定
国家公安委員会 ・警察庁	新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する旨を規定
金 融 庁	評価法第9条及び評価法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更することを目的とする政策）についてガイドライン等に基づき実施する旨を規定 また、規制の事前評価は、規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するものであることから、その実施に際しては、規制の新設又は改廃の可否や規制の具体的な内容やその程度についての検討に資するよう分析を行う旨を規定
消 費 者 庁	規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、ガイドライン等を踏まえて事前評価を行う旨を規定

総務省	規制の新設又は改廃を目的とする政策を事業評価方式による事前評価の対象とする旨を規定
公害等調整委員会	—
法務省	法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策を事前評価の対象とする旨を規定 また、省令、告示等の制定又は改廃により規制を新設又は改廃することを目的とする政策についても、その政策の特性に応じて、積極的に事前評価を実施するよう努める旨を規定
外務省	法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものに係る作用を除く。）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更（提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして総務省令で定める変更を除く。）をすることを目的とする政策を事前評価の対象とする旨を規定
財務省	評価法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする旨を規定 また、評価法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努める旨を規定
文部科学省	毎年度、評価法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価を実施する旨を規定 また、同号によりその実施が義務付けられている規制以外のものについても、基本方針に基づき積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努める旨を規定
厚生労働省	法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策を事前評価の対象とする旨を規定
農林水産省	評価法施行令第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象とし事前評価を実施する旨を規定 また、費用及び便益の分析については定量的な把握を行うことを原則とするが、定量的な把握が不可能な場合にあっては、定性的に把握する手法を用いる等の旨を規定
経済産業省	公共の利益のために、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する法令の制定又は改廃時に、①規制の目的、内容及び必要性等、②規制によりもたらされる便益や費用、③代替案との比較と規制の有効性等を評価し、明らかにする旨を規定
国土交通省	法律又は政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象とし、規制の目的、内容、必要性、効率性（規制によりもたらされる便益と費用の比較及び当該施策等と代替案との比較を含む。）、有効性等を明らかにし、評価を実施する旨を規定
環境省	評価法施行令第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象とし事前評価を実施する旨を規定
防衛省	—

(注) 各府省の基本計画を基に当省が作成した。

2 規制の事前評価の実施状況

- (1) 平成22年1月1日から12月31日までの間に総務大臣に送付された規制の事前評価の件数は、図表2のとおり、8府省（国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の計82件（注1）となっている。

（注1）一つの評価書において、二つ以上の作用を含んでおり、作用ごとに発生する効果と負担の関係を分析しているものについては、作用ごとに分割して計上した。

図表2 規制の事前評価の件数

（単位：件）

府 省	点検の対象とした事前評価の件数	（参考）評価書の数
国家公安委員会・警察庁	2	2
金 融 庁	11	11
総 務 省	19	7
文 部 科 学 省	4	4
厚 生 労 働 省	14	13
経 済 産 業 省	2	2
国 土 交 通 省	10	8
環 境 省	20	20
合 計	82	67
（参考）平成21年の合計	106	89

- (2) 規制の新設又は改廃の区分別の状況は、図表3のとおり、規制の新設、追加、強化又は拡充（以下「規制の新設等」という。）に該当するものが62件（75.6%）、規制の新設等と規制の緩和の両方に該当するものが4件（4.9%）、規制の緩和に該当するものが14件（17.1%）、規制の廃止に該当するものが2件（2.4%）となっている。

図表3 新設又は改廃の区分ごとの件数

（単位：件）

府 省	新設等	新設等 ＋緩和	緩和	廃止	合計
国家公安委員会・警察庁	2	－	－	－	2
金 融 庁	11	－	－	－	11
総 務 省	8	2	8	1	19
文 部 科 学 省	1	1	2	－	4
厚 生 労 働 省	12	－	1	1	14
経 済 産 業 省	2	－	－	－	2
国 土 交 通 省	7	1	2	－	10
環 境 省	19	－	1	－	20
合 計	62	4	14	2	82
	75.6%	4.9%	17.1%	2.4%	100%
（参考）平成21年の合計	75	18	12	1	106
	70.8%	17.0%	11.3%	0.9%	100%

(3) 規制の制定形式のレベルを見ると、図表4のとおり、法律が56件(68.3%)、政令が19件(23.2%) (政令のみによるものが16件(19.5%)、政令と省令又は告示の組合せによるものが3件(3.7%))である。

また、事前評価の実施の義務付けの対象外であるが、省令が6件(7.3%) (省令のみによるものが3件(3.7%)、省令と告示の組合せによるものが3件(3.7%))、告示が1件(1.2%)となっている。

図表4 法令のレベルごとの件数

(単位：件)

府 省	法律レベル		政令レベル		省令レベル		告示	合計
	法律のみ	法律＋政令又は省令	政令のみ	政令＋省令又は告示	省令のみ	省令＋告示		
国家公安委員会・警察庁	－	－	2	－	－	－	－	2
金 融 庁	6	－	1	1	2	1	－	11
総 務 省	13	－	－	2	1	2	1	19
文 部 科 学 省	4	－	－	－	－	－	－	4
厚 生 労 働 省	5	－	9	－	－	－	－	14
経 済 産 業 省	－	－	2	－	－	－	－	2
国 土 交 通 省	8	－	2	－	－	－	－	10
環 境 省	20	－	－	－	－	－	－	20
合 計	56	－	16	3	3	3	1	82
	68.3%	－	19.5%	3.7%	3.7%	3.7%	1.2%	100%
(参考) 平成21年の合計	59	2	18	6	18	3	－	106
	55.7%	1.9%	17.0%	5.7%	17.0%	2.8%	－	100%

3 規制の事前評価の点検結果

ガイドラインに沿って設定した七つの点検項目に照らし、82件の規制の事前評価の実施状況を点検した結果は以下のとおりである。

① 点検項目：分析対象期間が設定されているか。

（考え方）

費用及び便益の分析に当たって、分析の対象とする期間を、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定することが求められている（ガイドラインⅡ-3-(2)-ア-(i)）。

（点検結果）

分析対象期間が設定されている評価は、図表5のとおり、2件（2.4%）となっており、この2件の評価についても、分析対象期間として十分なものとは認められなかった。

分析対象期間が設定されていない評価（80件）については、その理由として、①費用及び便益を定量的に分析していないこと、②便益の発現時期が不明確であることなどが挙げられた。

図表5 分析対象期間の設定状況

（単位：件）

府 省	設定されている		設定されていない		合 計	
		うち 課題		うち 課題		うち 課題
国家公安委員会・警察庁	2	2	-	-	2	2
金 融 庁	-	-	11	11	11	11
総 務 省	-	-	19	19	19	19
文 部 科 学 省	-	-	4	4	4	4
厚 生 労 働 省	-	-	14	14	14	14
経 済 産 業 省	-	-	2	2	2	2
国 土 交 通 省	-	-	10	10	10	10
環 境 省	-	-	20	20	20	20
合 計	2	2	80	80	82	82
	2.4%	-	97.6%	-	100%	-
(参考) 平成21年の合計	1		105		106	
	0.9%		99.1%		100%	

（注） 「課題」は、分析対象期間が設定されていない又は適切なものが設定されていないと認められるため、適切にこれを設定する必要があるものを表す。

（主な課題）

分析対象期間は、規制の新設又は改廃を行おうとする際に分析の対象とする費用及び便益の範囲を決めるものであるため、費用及び便益を定量化又は金銭価値

化しているか定性的に分析しているかにかかわらず、規制の内容に応じた適切な期間を設定する必要がある。

その際、規制の新設又は改廃によって生じる費用及び便益を全て分析できるよう、十分な長さの分析対象期間を設定する必要がある。

② 点検項目：「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」が、比較対象（ベースライン）として設定されているか。

（考え方）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」をベースラインとして設定し、費用及び便益の推計は、ベースラインと「当該規制の新設又は改廃を行った場合に生じると予測される状況」とを比較することによって行うことが求められている（ガイドラインⅡ-3-(2)-ア-(ii)）。

（点検結果）

ベースラインが設定されている評価は、図表6のとおり、22件（26.8%）となっている。

ベースラインが設定されていない評価（60件）については、現状における問題点や規制の必要性についての説明に終始しているものが多く見られ、その理由として、現状についての説明をもって足りると考えていたことが挙げられた。

図表6 ベースラインの設定状況

（単位：件）

府 省	設定されている		設定されていない		合 計	
		うち 課題		うち 課題		うち 課題
国家公安委員会・警察庁	1	－	1	1	2	1
金 融 庁	3	－	8	8	11	8
総 務 省	1	－	18	18	19	18
文 部 科 学 省	3	－	1	1	4	1
厚 生 労 働 省	4	－	10	10	14	10
経 済 産 業 省	1	－	1	1	2	1
国 土 交 通 省	4	－	6	6	10	6
環 境 省	5	－	15	15	20	15
合 計	22	－	60	60	82	60
	26.8%	－	73.2%	－	100%	－
(参考) 平成21年の合計	106		－		106	
	100%		－		100%	

- (注) 1 「課題」は、ベースラインが設定されていないため、適切にこれを設定する必要があるものを表す。
2 平成21年は、現状についての説明があれば「ベースラインが設定されている」としていたため、直接比較することはできない。

(主な課題)

ベースラインは規制の新設又は改廃を行う必要性の基点となるものであるため、ベースラインが設定されていない評価（60件）については、規制の内容に応じた適切なベースラインを設定する必要がある。

その際、規制の新設又は改廃を行わず、現状の制度を維持した場合に生じると予測される将来における状況の説明となっている必要がある。

- ③ 点検項目：発生又は増減することが見込まれる具体的な費用の要素が挙げられているか。その際、定量化又は金銭価値化して示されているか。
- ④ 点検項目：発生又は増減することが見込まれる具体的な便益の要素が挙げられているか。その際、定量化又は金銭価値化して示されているか。

(考え方)

費用及び便益の分析に当たっては、規制の新設又は改廃によって、発生又は増減することが見込まれる具体的な費用及び便益の要素を可能な限り列举し、説明することが求められている。また、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して示すこと、定量化又は金銭価値化ができない場合は、定性的に分かりやすく説明することが求められている（ガイドラインⅡ-3-(2)-ア-(iii)）。

なお、原単位及び対象数（注2）の両方を明らかにしてその積により推計結果を説明している場合に、定量化又は金銭価値化されていると判断している。

（注2） 原単位：（影響が生じた場合の）1人当たり又は1事業所当たりの費用や便益
対象数：規制の影響を受ける人数、事業所数、企業数等の合計

(点検結果)

全ての評価において、発生又は増減することが見込まれる費用及び便益の要素についての最低限の説明はされている。ただし、費用を区分（注3）別に見た場合、図表7のとおり、「遵守費用」について、3件（3.7%）の評価において負担がないとして必要な要素が挙げられておらず、また、「その他の社会的費用」について、7件（8.5%）の評価において分析がされていない。

（注3） ガイドラインでは、費用の区分として、「遵守費用」、「行政費用」及び「その他の社会的費用」の三つが示されている（ガイドラインⅡ-3-(2)-イ-(i)）。

① 遵守費用

規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用。行政への申請費用（書類の作成や提出等）、国民や事業者内部における費用（設備の導入や維持等）などが含まれる。

② 行政費用

規制主体において発生する費用で、当該規制の導入に要する費用（制度化のための研究や必要な施設、設備等）や規制導入後に要する費用（検査、モニタリング、増員等）が含まれる。主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）についても明記する。

③ その他の社会的費用

広く社会経済全体や環境等に対する負の影響。規制の新設又は改廃が競争状況に影響を及ぼすことが明らかな場合には、その影響を考慮する。

分析手法については、図表7のとおり、ほとんどの評価において定性的記述に

より分析されており（「負担なし」とするものを含む。）、金銭価値化されているものが、費用で4件（4.9%）、便益で2件（2.4%）となっている。

定量化又は金銭価値化を行っていない評価（費用で78件、便益で80件）については、その理由として、①対象数を特定することが困難であること、②経済社会の安定、生命・身体の安全を便益としているものについては定量化又は金銭価値化自体が困難であることなどが挙げられた。

図表7 費用及び便益の各要素の分析手法の状況

（単位：件）

府 省	金銭 価値化 (注2)	定量化 (注2)	定性的記述		負担なし		分析なし		合 計	
				うち 課題	(注3)	うち 課題		うち 課題		うち 課題
【遵守費用】										
国家公安委員会・警察庁	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-
金 融 庁	-	-	11	-	-	-	-	-	11	-
総 務 省	3	-	5	-	11	3	-	-	19	3
文 部 科 学 省	-	-	2	1	2	-	-	-	4	1
厚 生 労 働 省	-	-	12	6	2	-	-	-	14	6
経 済 産 業 省	1	-	1	-	-	-	-	-	2	-
国 土 交 通 省	-	-	8	1	2	-	-	-	10	1
環 境 省	-	-	10	1	10	-	-	-	20	1
合 計	4	-	51	9	27	3	-	-	82	12
	4.9%	-	62.2%	-	32.9%	-	-	-	100%	-
(参考)平成21年の合計	6	-	87		13		-		106	
	5.7%	-	82.1%		12.3%		-		100%	
【行政費用】										
国家公安委員会・警察庁	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-
金 融 庁	-	-	11	3	-	-	-	-	11	3
総 務 省	-	-	5	-	14	-	-	-	19	-
文 部 科 学 省	-	-	1	-	3	-	-	-	4	-
厚 生 労 働 省	-	-	11	6	3	-	-	-	14	6
経 済 産 業 省	-	-	1	-	1	-	-	-	2	-
国 土 交 通 省	-	-	5	-	5	-	-	-	10	-
環 境 省	-	-	5	-	15	-	-	-	20	-
合 計	-	-	41	9	41	-	-	-	82	9
	-	-	50%	-	50%	-	-	-	100%	-
(参考)平成21年の合計	1	-	78		23		4		106	
	0.9%	-	73.6%		21.7%		3.8%		100%	
【その他の社会的費用】										
国家公安委員会・警察庁	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-
金 融 庁	-	-	1	-	10	-	-	-	11	-
総 務 省	-	-	-	-	14	-	5	5	19	5
文 部 科 学 省	-	-	-	-	4	-	-	-	4	-

厚 生 労 働 省	-	-	5	-	8	-	1	1	14	1
経 済 産 業 省	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-
国 土 交 通 省	-	-	1	1	8	-	1	1	10	2
環 境 省	-	-	-	-	20	-	-	-	20	-
合 計	-	-	7	1	68	-	7	7	82	8
	-	-	8.5%	-	82.9%	-	8.5%	-	100%	-
(参考)平成21年の合計	-	-	12		66		28		106	
	-	-	11.3%		62.3%		26.4%		100%	
【便益】										
国家公安委員会・警察庁	-	-	2	2		-	-	2	2	
金 融 庁	-	-	11	-		-	-	11	-	
総 務 省	1	-	18	1		-	-	19	1	
文 部 科 学 省	-	-	4	-		-	-	4	-	
厚 生 労 働 省	-	-	14	-		-	-	14	-	
経 済 産 業 省	1	-	1	-		-	-	2	-	
国 土 交 通 省	-	-	10	1		-	-	10	1	
環 境 省	-	-	20	1		-	-	20	1	
合 計	2	-	80	5		-	-	82	5	
	2.4%	-	97.6%	-		-	-	100%	-	
(参考)平成21年の合計	1	2	103		-		106			
	0.9%	1.9%	97.2%		-		100%			

(注) 1 「課題」は、費用又は便益の各要素について、分析がされていない又は適切に分析されていないと認められるため、定量化又は金銭価値化を行うこと等により適切にこれを分析する必要があるものを表す。

2 費用又は便益の要素が複数ある場合においては、一部の要素について定量化又は金銭価値化されていれば該当するものとしている。

3 改正案に係る費用について「費用が発生（増加）しない」、「特になし」等としているものの件数である。

(主な課題)

「遵守費用」について負担がないとしている評価のうち3件については、具体的な費用を挙げて分析を行う必要がある。「その他の社会的費用」について分析がされていない評価（7件）については、適切な分析を行う必要がある。なお、費用の発生が見込まれない場合には、その旨を説明する必要がある。

また、定性的記述により分析されている評価のうち、特に、「遵守費用」で8件（注4）、「行政費用」で9件、「その他の社会的費用」で1件、「便益」で4件（注5）については、一定の前提条件を置くことなどにより、定量的な分析が可能であると考えられるため、定量化又は金銭価値化を図ることが望まれる。なお、費用又は便益の各要素の原単位のみ数値化されているものについては、対象数についても数値化することにより、定量化又は金銭価値化が可能である。

(注4) 課題がある9件の評価のうち、環境省の1件を除く8件を指す。

(注5) 課題がある5件の評価のうち、総務省の1件を除く4件を指す。

⑤ 点検項目：費用と便益の関係の分析（規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうか）が行われているか。

（考え方）

ガイドラインでは、費用と便益の関係を分析する手法として、「費用便益分析」、「費用効果分析」及び「費用分析」（注6）の三つが示されている（ガイドラインⅡ-3-(3)）。

規制の事前評価の目的は、規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化（justify）できるかどうかを示すことにある。このため、費用と便益の関係の分析に当たっては、①金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する「費用便益分析」や、②一定の定量化された便益（効果）を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する「費用効果分析」を行うことが望ましい。

（注6） 「費用分析」とは、便益が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに便益の方が費用より大きい場合等に、便益の詳細な分析を行わず、費用を中心に分析するものである。

（点検結果）

費用と便益を直接に比較することなく、本件規制によって得られる便益についての説明や本件規制の必要性を述べるにとどまっている評価が23件（28.0%）あり、その理由としては、規制の緩和のため費用が発生しないことを費用の分析の箇所において説明しているため、費用についてあえて記載しなかったことなどが挙げられた。

また、費用と便益の関係の分析手法については、図表8のとおり、ほとんどの評価が定性的な分析になっており、費用便益分析を行っているものは1件（1.2%）となっている。これは、費用の分析及び便益の分析の多くが定性的な分析になっていることに基因していると考えられる。

図表8 費用と便益の関係の分析手法の状況

（単位：件）

府 省	費用便益分析	費用効果分析	費用分析	定性的な分析	うち課題	分析なし	合 計	うち課題
国家公安委員会・警察庁	-	-	-	2	-	-	2	-
金 融 庁	-	-	-	11	-	-	11	-
総 務 省	-	-	-	19	3	-	19	3
文 部 科 学 省	-	-	-	4	3	-	4	3
厚 生 労 働 省	-	-	-	14	2	-	14	2
経 済 産 業 省	1	-	-	1	-	-	2	-
国 土 交 通 省	-	-	-	10	-	-	10	-
環 境 省	-	-	-	20	15	-	20	15
合 計	1	-	-	81	23	-	82	23
	1.2%	-	-	98.8%	-	-	100%	-
（参考）平成21年の合計	-	-	-	103		3	106	
	-	-	-	97.2%		2.8%	100%	

（注） 「課題」は、費用と便益の関係が適切に分析されていないと認められるため、適切にこれを分析する必要があるものを表す。

(主な課題)

費用と便益を直接に比較していない評価（23件）については、規制による新たな追加費用が発生しない場合でも、費用と便益の関係の分析は規制の事前評価の結論に当たるものであることから、例えば「新たな追加費用は生じないが、これに比して・・・の便益が生ずる」など、費用と便益を対比して分かりやすく記載する必要がある。

また、費用と便益の関係の分析に当たっては、可能な限り「費用便益分析」や「費用効果分析」といった定量的な手法を用いることが望まれる。

⑥ 点検項目：ベースライン以外の代替案が設定され、当該案と代替案の比較考量の結果が示されているか。また、規制緩和の場合においては、規制の廃止も代替案として比較が行われているか。

(考え方)

規制の事前評価については、的確な政策の採択の検討に有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たす観点から、想定できる代替案を提示して、当該代替案についても費用と便益の関係の分析を行い比較考量を行うこと、代替案の費用及び便益についても、ベースラインとの比較により分析するとともに、本件規制案と代替案の比較考量の結果を分かりやすく示すことが求められている（ガイドラインⅡ-3-(4)）。

また、規制の新設又は改廃の目的、内容が規制緩和の場合、当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことが求められている（ガイドラインⅡ-3-(4)）。

なお、ガイドラインでは、「ベースラインを代替案として扱う整理をしていない」とされている（ガイドラインⅡ-3-(4)）。

(点検結果)

代替案の設定の状況は、図表9のとおり、ベースライン以外の代替案が設定されている評価は54件（65.9%）となっており、一方、想定される代替案はないとしている評価は6件（7.3%）、代替案が設定されていない評価は22件（26.8%）となっている（注7）。

代替案が設定されていない評価（22件）については、その理由として、①ベースライン以外の代替案が想定されないこと、②規制の性質上、代替案の設定が困難であることなどが挙げられた。

（注7） 代替案が設定されていない22件のうち3件は、評価書において、ベースラインを代替案としている。

図表9 代替案の設定の状況

(単位：件)

府 省	設定されている		想定される代替案はない		設定されていない		合 計	
		うち課題		うち課題	(注2)	うち課題		うち課題
国家公安委員会・警察庁	2	-	-	-	-	-	2	-
金 融 庁	11	-	-	-	-	-	11	-
総 務 省	-	-	-	-	19	19	19	19
文 部 科 学 省	3	-	-	-	1 (1)	1	4	1
厚 生 労 働 省	14	-	-	-	-	-	14	-
経 済 産 業 省	1	-	1	-	-	-	2	-
国 土 交 通 省	5	-	4	-	1 (1)	1	10	1
環 境 省	18	1	1	-	1 (1)	1	20	2
合 計	54	1	6	-	22 (3)	22	82	23
	65.9%	-	7.3%	-	26.8%	-	100%	-
(参考) 平成21年の合計	88		4		14 (6)		106	
	83.0%		3.8%		13.2%		100%	

(注) 1 「課題」は、代替案が設定されていない又は適切なものが設定されていないと認められるため、適切にこれを設定する必要があるものを表す。

2 括弧内は、評価書においてベースラインを代替案としているものである（内数）。

本件規制案と代替案との比較の状況は、図表10のとおり、費用及び便益の両方を比較している評価は34件（41.5%）、費用のみを比較している評価は10件（12.2%）、便益のみを比較している評価は8件（9.8%）となっている。一方、費用及び便益のどちらも比較していない評価は30件（36.6%）となっている。

費用及び便益のどちらか一方又は両方で本件規制案と代替案の比較考量の結果を示していない評価（48件）については、その理由として、①費用又は便益が定量化できないこと、②本件規制案と代替案で費用又は便益が異ならないことなどが挙げられた。

図表10 本件規制案と代替案との比較の状況

(単位：件)

府 省	費用・便益で比較	費用で比較		便益で比較		比較なし		合 計	
			うち課題		うち課題	(注2)	うち課題		うち課題
国家公安委員会・警察庁	2	-	-	-	-	-	-	2	-
金 融 庁	11	-	-	-	-	-	-	11	-
総 務 省	-	-	-	-	-	19	-	19	-
文 部 科 学 省	-	2	2	-	-	2	1	4	3
厚 生 労 働 省	9	1	1	4	4	-	-	14	5
経 済 産 業 省	1	-	-	-	-	1	-	2	-
国 土 交 通 省	5	-	-	-	-	5	-	10	-
環 境 省	6	7	7	4	4	3	1	20	12
合 計	34	10	10	8	8	30	2	82	20
	41.5%	12.2%	-	9.8%	-	36.6%	-	100%	-

(注) 1 「課題」は、費用又は便益のどちらか一方又は両方で本件規制案と代替案との比較がされていないため、適切にこれらと比較する必要があるものを表す。

2 30件のうち28件は、想定される代替案がないもの（6件）又は代替案が設定されていないもの（22件）であるため、代替案との比較が行われていない場合でも、課題があるとは整理していない。

規制緩和の場合（注8）における代替案との比較の状況は、図表11のとおり、規制の廃止を代替案として比較を行っている評価はない。一方、廃止以外の代替案との比較を行っている評価が6件（42.9%）、代替案についての記述がない評価が8件（57.1%）となっている。

（注8） 規制の新設等と規制の緩和の両方に該当するものは除く。

図表11 規制緩和の場合における代替案との比較の状況（単位：件）

府 省	規制の廃止 を代替案と している	廃止以外の 代替案を提 示している	想定され る代替案 はない	代替案につ いての記述 がない	合 計
総 務 省	-	-	-	8	8
文 部 科 学 省	-	2	-	-	2
厚 生 労 働 省	-	1	-	-	1
国 土 交 通 省	-	2	-	-	2
環 境 省	-	1	-	-	1
合 計	-	6	-	8	14
	-	42.9%	-	57.1%	100%
(参考) 平成21年の合計	1	6	-	5	12
	8.3%	50.0%	-	41.7%	100%

（注） 規制の新設等と規制の緩和の両方に該当するものは除く。

（主な課題）

代替案が設定されていない評価（22件）又は代替案として適切なものが設定されていないと認められる評価（1件）については、適切な代替案を設定し、当該代替案についての費用と便益の関係の分析を行い、比較考量を行う必要がある。なお、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

代替案は設定されているが費用又は便益のどちらか一方又は両方で本件規制案と代替案との比較がされていない評価（20件）は、費用及び便益の両方で比較考量を行う必要がある。

また、規制緩和の場合において、当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行う必要がある。なお、廃止以外の代替案との比較を行っている場合において、当該規制を廃止することが想定されないときは、その旨を説明することが望まれる。

⑦ 点検項目：レビューを行う時期又は条件が設定されているか。

（考え方）

規制の事前評価については、当該規制（新設又は改正）が社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行う時期・条件について記載することが求められている（ガイドラインⅡ-3-(6)）。

（点検結果）

レビューを行う時期又は条件が設定されている評価は、図表12のとおり、80件（97.6%）となっている。ただし、これらのうち20件（24.4%）は、「必要があると認める場合」、「社会情勢に応じて」など、時期又は条件として明確な記述にはなっていないため、レビューを行う時期又は条件が具体的に示されている評価は60件（73.2%）となる。一方、レビューを行う時期又は条件が設定されていない評価は2件（2.4%）となっている。

レビューを行う時期又は条件について、規制の内容に応じて具体的に示されていない評価（時期又は条件として明確な記述になっていないもの20件、時期又は条件が設定されていないもの2件）については、その理由として、①規制が定着する時期が不明確であること、②府省の判断で時期又は条件を決められないことなどが挙げられた。

図表12 レビューを行う時期又は条件の設定状況

（単位：件）

府 省	設定されている		設定されていない		合 計	
		うち 課題		うち 課題		うち 課題
国家公安委員会・警察庁	2	2	－	－	2	2
金融庁	11	3	－	－	11	3
総務省	19	6	－	－	19	6
文部科学省	4	－	－	－	4	－
厚生労働省	13	1	1	1	14	2
経済産業省	2	1	－	－	2	1
国土交通省	9	2	1	1	10	3
環境省	20	5	－	－	20	5
合 計	80	20	2	2	82	22
	97.6%	－	2.4%	－	100%	－
（参考）平成21年の合計	102		4		106	
	96.2%		3.8%		100%	

（注） 「課題」は、レビューを行う時期又は条件が設定されていない又は適切なものが設定されていないと認められるため、適切にこれを設定する必要があるものを表す。

（主な課題）

レビューを行う時期又は条件について、規制の内容に応じて具体的に示されていない評価（22件）については、規制の内容に応じた適切な時期又は条件を設定する必要がある。

4 規制の事前評価の今後の課題

平成19年10月に規制の事前評価が義務付けられてから3年以上が経過したが、十分な水準の評価が行われているといえる状況に至っていない。このため、各点検項目において「主な課題」として示した点等を踏まえ、各府省においては、今後とも評価の内容の改善に努め、規制の質の向上を図るとともに国民への説明責任の徹底を図る必要がある。

なお、費用及び便益の分析手法については、現状ではほとんどの評価が定性的な記述となっており、定量的な分析を行う上で参考となる情報が不足していることがその原因の一つとなっているため、総務省行政評価局において、定量化又は金銭価値化を行うために必要な情報の提供等を引き続き進めていくこととしている。

Ⅱ 個別の点検結果

1 点検結果の一覧表

〈点検結果の一覧表の見方〉

(1) 「政策の名称」

各評価書に記載されている規制の名称を記載。

(2) 「根拠となる法令」

規制を規定する法令のレベルに応じて、[法律]、[政令]、[府省令]、[告示]に区分して記載。

※複数のレベルの法令による場合には、該当する法令のレベルを重ねて記載。

(3) 「規制の区分」

規制の区分に応じて、以下を記載。

〔新設等〕：規制の新設、追加、強化又は拡充に係る事前評価を表す。

〔緩和〕：規制の緩和に係る事前評価を表す。

〔廃止〕：規制の廃止に係る事前評価を表す。

※複数の区分が該当する場合には、該当する区分を重ねて記載。

(4) 「点検結果表における指摘」

点検結果表において、以下の①～⑦の項目のうち課題を指摘しているものに〔●〕を記載。

①「期 間」：「分析対象期間」が設定されていない又は適切なものが設定されていないと認められるため、適切にこれを設定する必要がある

②「ベ ース」：「ベースライン」が設定されていないため、適切にこれを設定する必要がある

③「費 用」：「遵守費用」、「行政費用」又は「その他の社会的費用」の分析がされていない又は適切に分析されていないと認められるため、定量化又は金銭価値化を行うこと等により適切にこれを分析する必要がある

④「便 益」：「便益」が適切に分析されていないと認められるため、定量化又は金銭価値化を行うこと等により適切にこれを分析する必要がある

⑤「関 係」：「費用と便益の関係」が適切に分析されていないと認められるため、適切にこれを分析する必要がある

⑥「代 替 案」：「代替案」が設定されていない又は適切なものが設定されていないと認められるため、適切にこれを設定する必要がある 又は 費用又は便益のどちらか一方又は両方で本件規制案と「代替案」との比較がされていないため、適切にこれらを比較する必要がある

⑦「レビュー」：「レビューを行う時期又は条件」が設定されていない又は適切なものが設定されていないと認められるため、適切にこれを設定する必要がある

番号	政策の名称	根拠となる法令	規制の区分	点検結果表における指摘							参照ページ			
				期間	ベース	費用	便益	関係	代替案	レビュー	結果表	評価書		
国家公安委員会・警察庁														
警察01	ラブホテル等営業として規制される営業の範囲の拡大	政令	新設等	●	●		●			●	21	103		
警察02	店舗型性風俗特殊営業として規制される営業への「出会い系喫茶営業」の追加	政令	新設等	●			●			●	22	106		
金融庁														
金融01	ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直し	府省令 告示	新設等	●	●	●					23	109		
金融02	コーポレート・ガバナンスの強化に向けた開示の充実	府省令	新設等	●	●					●	24	110		
金融03	店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用義務付け	法律	新設等	●	●						25	111		
金融04	国内清算機関の基盤強化	法律	新設等	●	●						26	116		
金融05	店頭デリバティブ取引等に関する取引情報の保存・報告制度の創設	法律	新設等	●							27	119		
金融06	証券会社の連結規制・監督の導入	法律	新設等	●							28	123		
金融07	金融商品取引業者の主要株主に対する規制の強化	法律	新設等	●	●						29	128		
金融08	公益法人等が行う共済事業に対する保険業法の規制の特例措置の導入	法律	新設等	●	●						30	131		
金融09	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準、包括利益の表示に関する会計基準の策定等に伴う財務諸表等規則等の改正	府省令	新設等	●	●	●				●	31	135		
金融10	証券会社の連結規制・監督に係る総資産基準額の規定	政令	新設等	●		●					32	136		
金融11	デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し	政令 府省令	新設等	●	●					●	33	140		
総務省														
総務01	危険物物質の類の変更	政令 府省令	新設等	●	●	●				●	●	34	143	
総務02	地下貯蔵タンクの流出事故防止対策について （①地下貯蔵タンク等からの危険物の流出事故増加及びその対策の必要性について）	府省令 告示	新設等	●	●	●				●	●	35	152	
総務03	地下貯蔵タンクの流出事故防止対策について （②地下貯蔵タンク等の漏れの点検義務の現状及びその義務の合理化の必要性について）	府省令	緩和	●	●	●		●	●	●	36			
総務04	地下貯蔵タンクの流出事故防止対策について （③強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる材質の現状及び問題点について）	府省令 告示	緩和	●	●	●		●	●	●	37			
総務05	デジタル化の進展に伴う通信・放送分野の規律の整理・合理化（①放送の参入規律）	法律	新設等 緩和	●	●			●	●		38	158		
総務06	デジタル化の進展に伴う通信・放送分野の規律の整理・合理化（②重大事故の報告義務）	法律	新設等	●	●	●			●		39			
総務07	デジタル化の進展に伴う通信・放送分野の規律の整理・合理化（③有料放送事業者等に対する提供条件の説明義務等の新設）	法律	新設等	●	●				●		40			
総務08	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 （①電波利用の柔軟化）	法律	緩和	●	●	●				●		41	164	
総務09	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 （②免許不要局の範囲の拡大）	法律	緩和	●	●					●		42		
総務10	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 （③包括免許制度の対象の拡大）	法律	緩和	●	●					●		43		
総務11	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 （④無線局の定期検査制度の見直し）	法律	緩和	●	●					●		44		
総務12	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 （⑤無線局に係る外資規制の見直し）	法律	緩和	●						●		45		
総務13	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 （⑥その他ⅰ無線検査簿の備付け義務の廃止）	法律	廃止	●	●					●		46		
総務14	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 （⑥その他ⅱ技術基準適合命令制度の創設）	法律	新設等	●	●					●		47		
総務15	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 （⑥その他ⅲ廃止した無線局による電波発射の防止）	法律	新設等	●	●					●		48		
総務16	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 （⑥その他ⅳ技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度）	法律	新設等	●	●					●		49		

番号	政策の名称	根拠となる法令	規制の区分	点検結果表における指摘							参照ページ	
				期間	ベース	費用	便益	関係	代替案	レビュー	結果表	評価書
総務17	電気通信市場の環境変化に対応した制度の整備	法律	新設等	●	●	●	●		●		50	173
総務18	消火器の耐圧性能点検の義務付け及び点検開始時期の見直し	告示	新設等緩和	●	●	●			●	●	51	175
総務19	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期の延長	政令府省令告示	緩和	●	●				●	●	52	180
文部科学省												
文科01	クリアランス制度の導入に関する規制項目	法律	緩和	●					●		53	186
文科02	放射化物への規制の導入に関する規制項目	法律	新設等	●		●		●	●		54	189
文科03	廃止措置の強化に関する規制項目	法律	新設等緩和	●				●	●		55	191
文科04	譲渡譲受制限の合理化に関する規制項目	法律	緩和	●	●			●	●		56	193
厚生労働省												
厚労01	医薬品に関する広告制限の対象の追加（腎細胞がん治療薬「エベロリムス」及びその製剤について）	政令	新設等	●		●					57	195
厚労02	子ども手当の受給資格の認定の適正性を確保するための調査等	法律	新設等	●	●						58	199
厚労03	常時雇用する労働者以外の労働者派遣の原則禁止等の労働者派遣事業の規制の強化	法律	新設等	●	●	●			●		59	204
厚労04	労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等の情報提供義務の創設等	法律	新設等	●	●	●			●		60	208
厚労05	労働者派遣事業における違法派遣に対する迅速・的確な対処措置の整備等	法律	新設等	●	●				●		61	211
厚労06	派遣先の事業場に対する立入検査等	法律	新設等	●	●						62	215
厚労07	医薬品に関する広告制限の対象の追加（結腸・直腸がん治療薬「パニツムマブ」及びその製剤について）	政令	新設等	●		●					63	218
厚労08	医薬品に関する広告制限の対象の追加（多発性骨髄腫治療薬「レナリドミド」及びその製剤について）	政令	新設等	●		●					64	224
厚労09	医薬品に関する広告制限の対象の追加（リンパ腫治療薬「ベンダムスチン」、その塩類及びそれらの製剤について）	政令	新設等	●		●					65	230
厚労10	酸化プロピレン等に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化	政令	新設等	●	●	●		●	●		66	236
厚労11	石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化	政令	新設等	●	●			●	●	●	67	242
厚労12	毒物及び劇物指定令の改正 （①劇物への指定について）	政令	新設等	●	●	●					68	248
厚労13	毒物及び劇物指定令の改正 （②劇物の指定の解除について）	政令	廃止	●	●						69	
厚労14	毒物及び劇物取締法施行令の改正	政令	緩和	●	●					●	70	260
経済産業省												
経産01	非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直し	政令	新設等	●						●	71	265
経産02	ライターの消費生活用製品安全法における特定製品及び特別特定製品への追加に係る規制	政令	新設等	●	●						72	269
国土交通省												
国交01	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案	法律	新設等	●						●	73	279
国交02	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案	法律	新設等	●						●	74	283
国交03	航空法の一部を改正する法律案 （①准定期運送用操縦士の資格の創設）	法律	緩和	●							75	287
国交04	航空法の一部を改正する法律案 （②操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設）	法律	新設等	●	●						76	
国交05	航空法の一部を改正する法律案 （③航空身体検査証明の有効期間の適正化）	法律	新設等緩和	●	●						77	
国交06	賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案	法律	新設等	●	●	●					78	296

番号	政策の名称	根拠となる法令	規制の区分	点検結果表における指摘							参照ページ	
				期間	ベース	費用	便益	関係	代替案	レビュー	結果表	評価書
国交07	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案	法律	新設等	●	●						79	301
国交08	国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案	法律	新設等	●	●	●			●		80	305
国交09	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案	政令	新設等	●						●	81	309
国交10	河川法施行令の一部を改正する政令案	政令	緩和	●	●		●				82	312
環境省												
環境01	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加	法律	新設等	●	●			●	●		83	315
環境02	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る改善命令等の発動要件の見直し	法律	新設等	●				●	●		84	317
環境03	ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設	法律	新設等	●				●	●		85	319
環境04	排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の事前届出	法律	新設等	●	●			●			86	321
環境05	産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化	法律	新設等	●	●			●	●		87	323
環境06	産業廃棄物処理業者等による委託者への通知義務付け	法律	新設等	●	●			●	●		88	325
環境07	廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の義務付け	法律	新設等	●	●			●	●		89	327
環境08	報告徴収及び立入検査の対象拡充	法律	新設等	●	●						90	329
環境09	措置命令の対象拡充	法律	新設等	●	●				●		91	331
環境10	廃棄物処理施設に関する定期検査制の新設	法律	新設等	●	●			●	●		92	333
環境11	設置許可が取り消された場合等における最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置	法律	新設等	●	●	●		●			93	335
環境12	維持管理積立金の積立義務違反に対する担保措置の強化	法律	新設等	●				●			94	337
環境13	廃棄物の再生利用、広域的処理等の特例に係る環境大臣の指導監督の強化	法律	新設等	●				●	●		95	339
環境14	熱回収の機能を有する廃棄物処理施設設置者の認定制度の創設	法律	緩和	●	●			●			96	341
環境15	多量排出事業者の処理計画作成・提出義務に係る担保措置の創設	法律	新設等	●	●		●	●			97	343
環境16	法的関与要件に交付金事業を追加	法律	新設等	●					●	●	98	345
環境17	方法書手続の実施前の段階で、環境保全上配慮すべき事項についての検討を行う手続を創設	法律	新設等	●	●				●	●	99	347
環境18	環境影響評価図書のインターネットによる公表を義務付け	法律	新設等	●	●				●	●	100	349
環境19	方法書段階における説明会の義務付け	法律	新設等	●	●			●	●	●	101	351
環境20	評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における実施状況の公表等を義務付け	法律	新設等	●	●			●	●	●	102	353

2 点検結果表

〈点検結果表の見方〉

- (1) 「政策の名称」
各評価書に記載されている名称を記載した。
- (2) 「規制の区分」
[新設等] は規制の新設、追加、強化又は拡充を、[緩和] は規制の緩和を、[廃止] は規制の廃止を表す。
- (3) 「評価の実施状況」
各点検項目について、2から5の区分を設けており、該当する区分を「■」で示している。
- (4) 「課題」
「○囲み数字」が記入されている場合には、当該点検項目において、必要な分析がされていない、説明が不十分と認められるなどの疑問点・問題点等があることを表す。
- (5) 「分析対象期間」
[設定あり]：分析対象期間(費用及び便益の分析に当たって、分析の対象とする期間)が設定されていることを表す。
[設定なし]：分析対象期間が評価書において設定されていないことを表す。
- (6) 「ベースラインの設定」
[設定あり]：ベースライン(規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況)が設定されていることを表す。
[設定なし]：ベースラインが評価書において設定されていないことを表す。
- (7) 「費用の分析」
[金銭価値化]：発生する費用の要素が原単位(通貨単位)と対象数の積により推計されていることを表す。
[定量化]：発生する費用の要素が原単位(通貨単位以外)と対象数の積により推計されていることを表す。
[定性的記述]：発生する費用の要素が金銭価値化又は定量化以外の方法で説明されていることを表す。
[負担なし]：「費用が発生(増加)しない」、「特になし」等とされていることを表す。
[分析なし]：費用の要素が説明されていないことを表す。
- (8) 「便益の分析」
[金銭価値化]：発生する便益の要素が原単位(通貨単位)と対象数の積により推計されていることを表す。
[定量化]：発生する便益の要素が原単位(通貨単位以外)と対象数の積により推計されていることを表す。
[定性的記述]：発生する便益の要素が金銭価値化又は定量化以外の方法で説明されていることを表す。
[分析なし]：便益の要素が説明されていないことを表す。
- (9) 「費用と便益の関係の分析」
[費用便益分析]：金銭価値化された費用と便益を推計して、費用と便益の関係(規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうか)が分析されていることを表す。
[費用効果分析]：一定の定量化された便益(効果)を達成するために必要な金銭価値化された費用を推計して、費用と効果の関係が分析されていることを表す。
[費用分析]：便益が複数案間でほぼ同一と予測される場合や明らかに便益の方が費用より大きい場合等に、便益の詳細な分析を行わず費用を中心に分析されていることを表す。なお、数値化された費用が比較されているものについて費用分析とし、数値化されていないものについては定性的な分析として整理している。
[定性的な分析]：費用と便益の関係が費用便益分析、費用効果分析又は費用分析以外の方法で説明されていることを表す。
[分析なし]：費用と便益の関係が説明されていないことを表す。
- (10) 「代替案の設定」
[設定あり]：ベースライン以外の代替案が設定されていることを表す。
[想定される代替案なし]：「代替案は想定されない」、「想定される代替案：特になし」等とされていることを表す。
[設定なし]：代替案についての記述がない(ベースラインを代替案としているものを含む。)ことを表す。
[廃止案を代替案としている]：規制緩和の場合において、規制の廃止が代替案として設定されていることを表す。
[廃止案を代替案としていない]：規制緩和の場合において、規制の廃止が代替案として設定されていないことを表す。
- (11) 「代替案との比較」
[費用・便益で比較]：費用及び便益の両方について本件規制案と代替案との比較が行われていることを表す。
[費用で比較]：費用についてのみ本件規制案と代替案との比較が行われていることを表す。
[便益で比較]：便益についてのみ本件規制案と代替案との比較が行われていることを表す。
[比較なし]：本件規制案と代替案との比較が評価書において行われていないことを表す。
- (12) 「レビューを行う時期又は条件」
[設定あり]：レビューを行う時期又は条件が明らかにされていることを表す。
[設定なし]：レビューを行う時期又は条件が評価書において明らかにされていないことを表す。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	ラブホテル等営業として規制される営業の範囲の拡大	府省名	国家公安委員会 ・警察庁
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☒ 設定あり ☐ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述		☐ 分析なし	③
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較		☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					④

【課題の説明】

- ① 本件規制を新設等するに当たって検討を行った期間を記載しているが、分析対象期間は規制を新設等した場合に生じることが予測される費用及び便益を推計する対象とする期間のことであるため、本件規制を新設等した場合に当該推計の対象とする期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 便益について、類似ラブホテルにおける児童買春が抑制されるなど、善良の風俗上の問題等の改善・防止が期待されると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化して示すことが望まれる。具体的には、現状の全ての類似ラブホテルが新たにラブホテル等に該当することになると仮定した上で、現状の類似ラブホテルにおける児童買春検挙数が減少する数をもって、見込まれる便益として推計するという方法が考えられる。
- ④ レビューを行う時期又は条件について、社会情勢に応じて必要があると認めるときに記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	店舗型性風俗特殊営業として規制される営業への「出会い系喫茶営業」の追加	府省名	国家公安委員会 ・警察庁
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☒ 設定あり ☐ 設定なし					①
ベースラインの設定		☒ 設定あり ☐ 設定なし					
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述		☐ 分析なし	②
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較		☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					③

【課題の説明】

- ① 本件規制を新設等するに当たって検討を行った期間を記載しているが、分析対象期間は規制を新設等した場合に生じることが予測される費用及び便益を推計する対象とする期間のことであるため、本件規制を新設等した場合に当該推計の対象とする期間を明示する必要がある。
- ② 便益について、出会い系喫茶の利用を契機とした児童買春が抑制されるなど、善良の風俗上の問題等の改善・防止が期待されると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化して示すことが望まれる。具体的には、出会い系喫茶の利用を契機とした児童買春検挙数が減少する数をもって、見込まれる便益として推計するという方法が考えられる。
- ③ レビューを行う時期又は条件について、社会経済情勢に応じて必要があると認めるときに記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直し				府省名	金融庁
根拠となる法令	☐ 法律 ☐ 政令 ☒ 府省令 ☒ 告示 ☐ その他 保険業法施行規則、平成8年大蔵省告示第50号					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	③
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較	☐ 比較なし		
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

① 分析対象期間について、便益の発現時期が不明確であるとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ 行政費用について、当局において研修費用及びシステム対応費用等の費用が生じると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化することが望まれる。具体的には、過去の実績等から平均的なモデルとなる研修費用を算出して推計するという方法が考えられる。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	コーポレート・ガバナンスの強化に向けた開示の充実				府省名	金融庁
根拠となる法令	☐ 法律 ☐ 政令 ☒ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 企業内容等の開示に関する内閣府令					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較	☐ 比較なし		
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					③

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ レビューを行う時期又は条件について、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときと記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用義務付け	府省名	金融庁
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 金融商品取引法		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり	☒ 設定なし				①
ベースラインの設定		☐ 設定あり	☒ 設定なし				②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述		☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析		☐ 分析なし
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり			☐ 想定される代替案なし		☐ 設定なし
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている			☐ 廃止案を代替案としていない		
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較		☐ 費用で比較	☐ 便益で比較	☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり			☐ 設定なし		

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	国内清算機関の基盤強化				府省名	金融庁
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 金融商品取引法					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較	☐ 比較なし		
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					
【課題の説明】 ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。 ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。							

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	店頭デリバティブ取引等に関する取引情報の保存・報告 制度の創設	府省名	金融庁
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 金融商品取引法		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☒ 設定あり ☐ 設定なし					
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較	☐ 比較なし		
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	証券会社の連結規制・監督の導入				府省名	金融庁
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 金融商品取引法					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☒ 設定あり ☐ 設定なし					
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較	☐ 比較なし		
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	金融商品取引業者の主要株主に対する規制の強化				府省名	金融庁
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 金融商品取引法					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし					
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	公益法人等が行う共済事業に対する保険業法の規制の特 例措置の導入	府省名	金融庁
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 保険業法等の一部を改正する法律		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの 設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の 分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の 社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の 関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の 場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との 比較 ☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	
レビューを行う 時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準、包括利益の表示に関する会計基準の策定等に伴う財務諸表等規則等の改正	府省名	金融庁
根拠となる法令	☐ 法律 ☐ 政令 ☒ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 連結財務諸表規則 等		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	③
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし	④

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 行政費用について、有価証券報告書等の法定開示書類の審査等にかかる必要な事務コストが生じると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化して示すことが望まれる。具体的には、上場会社約 3,900 社による従来の有価証券報告書等の審査等にかかった事務コストから推計するという方法が考えられる。
- ④ レビューを行う時期又は条件について、国際的な会計基準の動向等を注視し、必要に応じて措置を講じると記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	証券会社の連結規制・監督に係る総資産基準額の規定				府省名	金融庁
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 金融商品取引法施行令					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☒ 設定あり ☐ 設定なし	
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	②
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② 行政費用について、本件規制の対象となる証券会社に係る届出書の受理等に伴う費用等が発生すると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化して示すことが望まれる。具体的には、総資産額 1 兆円を超える証券会社の数は限られることから、現状の対象証券会社の連結事業報告書等を受理する費用を推計するという方法が考えられる。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し				府省名	金融庁
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☒ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 金融商品取引法施行令、金融商品取引業等に関する内閣府令					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述		☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較		☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					③
【課題の説明】 ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。 ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。 ③ レビューを行う時期又は条件について、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときと記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。							

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	危険物物質の類の変更	府省名	総務省
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☒ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☒ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☐ 負担なし ☒ 分析なし	③
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし	④
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	⑤

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益が経年的に変動しないとして記載がないが、費用及び便益の推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ その他の社会的費用についての記載がないが、費用が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

④ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

⑤ レビューを行う時期又は条件について、今後の社会情勢及び科学の進展による新たな知見を踏まえつつ、必要があると認めるときに記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	地下貯蔵タンクの流出事故防止対策について（①地下貯蔵タンク等からの危険物の流出事故増加及びその対策の必要性について）	府省名	総務省
根拠となる法令	☐ 法律 ☐ 政令 ☒ 府省令 ☒ 告示 ☐ その他 危険物の規制に関する規則、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用	☒ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	③
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☐ 負担なし ☒ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし	④
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし	⑤

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益が経年的に変動しないとして記載がないが、費用及び便益の推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ その他の社会的費用についての記載がないが、費用が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。
- ④ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。
- ⑤ レビューを行う時期又は条件について、今後の社会情勢及び科学の進展による新たな技術を踏まえつつ、必要があると認めるときと記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	地下貯蔵タンクの流出事故防止対策について（②地下貯蔵タンク等の漏れの点検義務の現状及びその義務の合理化の必要性について）	府省名	総務省
根拠となる法令	☐ 法律 ☐ 政令 ☒ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 危険物の規制に関する規則		
規制の区分	☐ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☐ 負担なし ☒ 分析なし	③
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	④
代替案	代替案の設定	☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし	⑤
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☒ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし	⑥

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益が経年的に変動しないとして記載がないが、費用及び便益の推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の緩和を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ その他社会的費用についての記載がないが、費用が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。
- ④ 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当であると記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
- ⑤ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。
- ⑥ レビューを行う時期又は条件について、今後の社会情勢及び科学の進展による新たな技術を踏まえつつ、必要があると認めるときと記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	地下貯蔵タンクの流出事故防止対策について（③強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる材質の現状及び問題点について）	府省名	総務省
根拠となる法令	☐ 法律 ☐ 政令 ☒ 府省令 ☒ 告示 ☐ その他 危険物の規制に関する規則、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示		
規制の区分	☐ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	③
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☐ 負担なし ☒ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	④
代替案	代替案の設定	☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし	⑤
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☒ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし	⑥
【課題の説明】 ① 分析対象期間について、費用及び便益が経年的に変動しないとして記載がないが、費用及び便益の推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。 ② ベースラインについて、現状における問題等を記載することとどまり、本件規制の緩和を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。 ③ その他の社会的費用についての記載がないが、費用が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。 ④ 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当であると記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。 ⑤ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。 ⑥ レビューを行う時期又は条件について、今後の社会情勢及び科学の進展による新たな技術を踏まえつつ、必要があると認めるときと記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。			

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	デジタル化の進展に伴う通信・放送分野の規律の整理・合理化（①放送の参入規律）	府省名	総務省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 放送法、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規制に関する法律、電気通信役務利用放送法		
規制の区分	☒ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	③
代替案	代替案の設定	☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし	④
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間についての記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等及び緩和を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 費用と便益の関係の分析について、事業者及び国民にとっても分かりやすい制度であるとともに、放送の健全な発達や受信者の利益が確保されるものであることから適切であると記載しているが、費用と便益の関係を分析するには、費用の分析及び便益の分析を行ってから、当該関係の分析を行うことが望まれる。
- ④ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	デジタル化の進展に伴う通信・放送分野の規律の整理・合理化（②重大事故の報告義務）	府省名	総務省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 放送法等の一部を改正する法律		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり	☒ 設定なし				①
ベースラインの設定		☐ 設定あり	☒ 設定なし				②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述	☒ 負担なし		☐ 分析なし		③
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述	☐ 負担なし		☐ 分析なし		
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述	☒ 負担なし		☐ 分析なし		
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化	☒ 定性的記述		☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析	☒ 定性的な分析		☐ 分析なし		
代替案	代替案の設定	☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし	☒ 設定なし				④
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較	☒ 比較なし				
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

- ① 分析対象期間についての記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 遵守費用について、負担がない旨を記載しているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。
- ④ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	デジタル化の進展に伴う通信・放送分野の規律の整理・合理化（③有料放送事業者等に対する提供条件の説明義務等の新設）				府省名	総務省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 放送法					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					
代替案	代替案の設定	☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし					③
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較	☒ 比較なし		
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

① 分析対象期間についての記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 (①電波利用の柔軟化)	府省名	総務省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 電波法		
規制の区分	☐ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	③
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし	④
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☒ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の緩和を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 遵守費用について、負担がない旨を記載しているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。具体的には、申請書の作成に要する費用が考えられる。
- ④ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 (②免許不要局の範囲の拡大)	府省名	総務省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 電波法		
規制の区分	☐ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし	③
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☒ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の緩和を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 (③包括免許制度の対象の拡大)	府省名	総務省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 電波法		
規制の区分	☐ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし	③
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☒ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の緩和を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 (④無線局の定期検査制度の見直し)	府省名	総務省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他		
	電波法		
規制の区分	☐ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					
代替案	代替案の設定	☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし					③
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☒ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較	☒ 比較なし		
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の緩和を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 (⑤無線局に係る外資規制の見直し)	府省名	総務省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他		
	電波法		
規制の区分	☐ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☒ 設定あり ☐ 設定なし					
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					
代替案	代替案の設定	☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし					②
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☒ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較	☒ 比較なし		
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 (⑥その他 i 無線検査簿の備付け義務の廃止)	府省名	総務省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 電波法		
規制の区分	☐ 新設等 ☐ 緩和 ☒ 廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし	③
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の廃止を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 (⑥その他 ii 技術基準適合命令制度の創設)	府省名	総務省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 電波法		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし	③
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 (⑥その他iii廃止した無線局による電波発射の防止)	府省名	総務省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 電波法		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし	③
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備 (⑥その他iv技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度)	府省名	総務省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 電波法		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし	③
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	電気通信市場の環境変化に対応した制度の整備				府省名	総務省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 有線放送電話に関する法律、電気通信事業法					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	③
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述		☐ 分析なし	④
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					
代替案	代替案の設定	☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし					⑤
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較	☒ 比較なし		
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益が経年的に変動しないとして記載がないが、費用及び便益の推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ 遵守費用について、現に有線放送電話業務の許可を受けている者については負担がない旨を記載しているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。具体的には、新規参入業者にとっての電気通信事業法の規律が求める技術基準等を新たに満たすためのコストと現行のコストとの差が考えられる。

④ 便益について、新規参入事業者が見込まれない状況にある有線放送電話法を廃止することは合理的であると記載しているが、この法律を廃止することによりどのような便益が発生するのか説明されていない。

⑤ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

【その他】

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第二種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理及び収支の状況等の公表義務について評価書に記載があるものの、費用及び便益についての分析が行われていない。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	消火器の耐圧性能点検の義務付け及び点検開始時期の見直し	府省名	総務省
根拠となる法令	☐ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☒ 告示 ☐ その他 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件		
規制の区分	☒ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☒ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☐ 負担なし ☒ 分析なし	③
便益の分析	☒ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし	④
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	⑤

【課題の説明】

① 分析対象期間について、便益が経年的に変動しないとして記載がないが、費用及び便益の推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等及び緩和を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ その他の社会的費用についての記載がないが、費用が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

④ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

⑤ レビューを行う時期又は条件について、消火器の点検状況をみながら、必要があると認める場合と記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期の延長	府省名	総務省
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☒ 府省令 ☒ 告示 ☐ その他 危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示		
規制の区分	☐ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし	③
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☒ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	④

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益が経年的に変動しないとして記載がないが、費用及び便益の推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の緩和を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ 代替案についての記載がないが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

④ レビューを行う時期又は条件について、今後の科学の進展による新たな技術及び知見を踏まえつつ、必要があると認められるときと記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	クリアランス制度の導入に関する規制項目	府省名	文部科学省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律		
規制の区分	☐ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☒ 設定あり ☐ 設定なし	
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☒ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし ②	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

① 分析対象期間について、便益の発生時期が不明確であるとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② 費用及び便益について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称		放射化物への規制の導入に関する規制項目			府省名	文部科学省	
根拠となる法令		■法律 □政令 □府省令 □告示 □その他					
		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律					
規制の区分		■新設等 □緩和 □廃止					
点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		□設定あり ■設定なし					①
ベースラインの設定		■設定あり □設定なし					
費用の分析	遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	②
	行政費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	
	その他の社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	
便益の分析		□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□分析なし		
費用と便益の関係の分析		□費用便益分析	□費用効果分析	□費用分析	■定性的な分析	□分析なし	③
代替案	代替案の設定	□設定あり □想定される代替案なし ■設定なし					④
	規制緩和の場合	□廃止案を代替案としている □廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	□費用・便益で比較	□費用で比較	□便益で比較	■比較なし		
レビューを行う時期又は条件		■設定あり □設定なし					
【課題の説明】							
① 分析対象期間について、便益の発生時期が不明確であるとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。							
② 遵守費用について、放射線発生装置の使用の許可の変更申請手数料（96,600 円）、施設や設備の改修費用が必要となると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り金銭価値化して示すことが望まれる。具体的には、変更申請手数料については、対象となる可能性のある事業者数（810 事業所）を仮定するなどして推計する方法が考えられる。							
③ 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当であると記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。							
④ 代替案について、法律による規制を導入することなく、現在行っているような行政指導による対応を続けることとしているが、これは規制の新設を行わない現在の状況と同内容となっていることから代替案とは認められず、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。							

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	廃止措置の強化に関する規制項目				府省名	文部科学省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他					
	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律					
規制の区分	☒ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☒ 設定あり ☐ 設定なし					
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述		☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					②
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較 ☒ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし					③
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

① 分析対象期間について、便益の発生時期が不明確であるとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当であると記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

③ 便益について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称		譲渡譲受制限の合理化に関する規制項目				府省名	文部科学省
根拠となる法令		■法律 □政令 □府省令 □告示 □その他					
		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律					
規制の区分		□新設等					

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	医薬品に関する広告制限の対象の追加（腎細胞がん治療薬「エベロリムス」及びその製剤について）	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 薬事法施行令		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定		☒ 設定あり ☐ 設定なし	
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	②
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	③
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② 遵守費用について、広告による当該医薬品の需要喚起ができずに販売高が減少すると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り金銭価値化することが望まれる。具体的には、過去における医薬品に関する広告制限の実績から、平均的なモデルとなる販売高減少額を推計するという方法が考えられる。
- ③ 行政費用について、一般人を対象とした広告が行われていないか監視するための費用が発生すると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化することが望まれる。具体的には、過去における監視費用の実績から、平均的なモデルとなる監視費用を推計するという方法が考えられる。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	子ども手当の受給資格の認定の適正性を確保するための調査等	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較	☐ 比較なし		
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					
【課題の説明】							
① 分析対象期間についての記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。							
② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。							

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	常時雇用する労働者以外の労働者派遣の原則禁止等の労働者派遣事業の規制の強化	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	③
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較	☒ 費用で比較	☐ 便益で比較	☐ 比較なし		④
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					
【課題の説明】							
① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。							
② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。							
③ 行政費用について、派遣元事業主、派遣先及び派遣労働者に対して本件規制を周知するための費用が発生すると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化することが望まれる。具体的には、過去における制度改正に関する周知費用の実績を原単位、現状における派遣元事業主、派遣先及び派遣労働者の数を対象数と設定して、当該周知費用を推計するという方法が考えられる。							
④ 便益について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。本件規制の内容に応じて費用を中心に分析を行う場合には、その旨を説明する必要がある。							

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等の情報提供義務の創設等	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	③
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☒ 便益で比較	☐ 比較なし		④
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載することとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 行政費用について、派遣元事業主、派遣先及び派遣労働者に対して本件規制を周知するための費用が発生すると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化することが望まれる。具体的には、過去における制度改正に関する周知費用の実績を原単位、現状における派遣元事業主、派遣先及び派遣労働者の数を対象数と設定して、当該周知費用を推計するという方法が考えられる。
- ④ 費用について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。本件規制の内容に応じて便益を中心に分析を行う場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	労働者派遣事業における違法派遣に対する迅速・的確な 対処措置の整備等	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり	☒ 設定なし				①
ベースラインの 設定		☐ 設定あり	☒ 設定なし				②
費用の 分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の 社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の 関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	
代替 案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし			☐ 設定なし		
	規制緩和の 場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との 比較	☐ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☒ 便益で比較	☐ 比較なし		③
レビューを行う 時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 費用について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。本件規制の内容に応じて便益を中心に分析を行う場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	派遣先の事業場に対する立入検査等	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 労働者災害補償保険法		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	医薬品に関する広告制限の対象の追加（結腸・直腸がん治療薬「パニツムマブ」及びその製剤について）	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 薬事法施行令		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☒ 設定あり ☐ 設定なし	
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	②
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	③
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② 遵守費用について、広告による当該医薬品の需要喚起ができずに販売高が減少すると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り金銭価値化することが望まれる。具体的には、過去における医薬品に関する広告制限の実績から、平均的なモデルとなる販売高減少額を推計するという方法が考えられる。
- ③ 行政費用について、一般人を対象とした広告が行われていないか監視するための費用が発生すると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化することが望まれる。具体的には、過去における監視費用の実績から、平均的なモデルとなる監視費用を推計するという方法が考えられる。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	医薬品に関する広告制限の対象の追加（多発性骨髄腫治療薬「レナリドミド」及びその製剤について）	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 薬事法施行令		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☒ 設定あり ☐ 設定なし	
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	②
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	③
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② 遵守費用について、広告による当該医薬品の需要喚起ができずに販売高が減少すると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り金銭価値化することが望まれる。具体的には、過去における医薬品に関する広告制限の実績から、平均的なモデルとなる販売高減少額を推計するという方法が考えられる。
- ③ 行政費用について、一般人を対象とした広告が行われていないか監視するための費用が発生すると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化することが望まれる。具体的には、過去における監視費用の実績から、平均的なモデルとなる監視費用を推計するという方法が考えられる。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	医薬品に関する広告制限の対象の追加（リンパ腫治療薬「ベンダムスチン」、その塩類及びそれらの製剤について）	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 薬事法施行令		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定		☒ 設定あり ☐ 設定なし	
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	②
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	③
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② 遵守費用について、広告による当該医薬品の需要喚起ができずに販売高が減少すると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り金銭価値化することが望まれる。具体的には、過去における医薬品に関する広告制限の実績から、平均的なモデルとなる販売高減少額を推計するという方法が考えられる。
- ③ 行政費用について、一般人を対象とした広告が行われていないか監視するための費用が発生すると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化することが望まれる。具体的には、過去における監視費用の実績から、平均的なモデルとなる監視費用を推計するという方法が考えられる。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	酸化プロピレン等に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 労働安全衛生法施行令		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	③
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☐ 負担なし	☒ 分析なし	④
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					⑤
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☒ 便益で比較	☐ 比較なし		⑥
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					
【課題の説明】							
① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。							
② ベースラインについて、現状における問題等を記載するとともに、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。							
③ 遵守費用について、事業者において局所排気装置の設置（数十万円～）、作業環境測定の実施（年間数万円～）等が発生すると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り金銭価値化することが望まれる。具体的には、過去における特定化学物質指定の実績から、平均的なモデルとなる事業者負担額を推計するという方法が考えられる。							
④ その他の社会的費用について、労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることができると記載しているが、便益についての説明となっている。費用が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。							
⑤ 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適切かつ合理的であると記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。							
⑥ 費用について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。							

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化				府省名	厚生労働省
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	③
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☒ 便益で比較	☐ 比較なし		④
レビューを行う時期又は条件		☐ 設定あり ☒ 設定なし					⑤

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適切かつ合理的であると記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

④ 費用について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。

⑤ レビューを行う時期又は条件についての記載がないが、当該規制が社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行う時期又は条件を、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	毒物及び劇物指定令の改正（①劇物への指定について）				府省名	厚生労働省
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 毒物及び劇物指定令					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	③
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし					
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ 遵守費用について、毒物劇物営業者及び業務上取扱者において登録申請費用、施設の設備整備や毒物劇物取扱責任者の配置に要する費用等が発生すると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化することが望まれる。具体的には、過去における劇物指定の実績から、毒物劇物営業者及び業務上取扱者の平均的なモデルとなる負担を推計するという方法が考えられる。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	毒物及び劇物指定令の改正（②劇物の指定の解除について）	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 毒物及び劇物指定令		
規制の区分	☐ 新設等 ☐ 緩和 ☒ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の廃止を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	毒物及び劇物取締法施行令の改正				府省名	厚生労働省
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 毒物及び劇物取締法施行令					
規制の区分	☐ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☒ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	③

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の緩和を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ レビューを行う時期又は条件について、薬事・食品衛生審議会の意見を聴取し、必要に応じて行うと記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直し	府省名	経済産業省
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 輸出貿易管理令		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☒ 設定あり ☐ 設定なし	
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☐ 設定あり ☒ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	②

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② レビューを行う時期又は条件について、我が国及び国際的な安全保障環境の変化等を踏まえ、必要に応じて行っていく予定と記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	ライターの消費生活用製品安全法における特定製品及び特別特定製品への追加に係る規制	府省名	経済産業省
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 消費生活用製品安全法施行令		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用	☒ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析		☒ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☒ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☐ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間についての記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案	府省名	国土交通省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定		☒ 設定あり ☐ 設定なし	
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☐ 設定あり ☒ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし	②

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② レビューを行う時期又は条件について、本件規制は国際会議で議論され、国際条約として反映されるものであり、規制の効果は我が国のみで検証することは不可能であるが、国際的動向等を踏まえて必要があると認めるときに記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案				府省名	国土交通省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☒ 設定あり ☐ 設定なし	
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☐ 設定あり ☒ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益の定量化又は金銭価値化が困難であり、便益の発現時期が不明確であるとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② レビューを行う方法についての記載はあるものの、レビューを行う時期又は条件について、費用及び便益の定量化又は金銭価値化が困難であり、便益の発現時期が不明確であるとして記載されていないため、本件規制が社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行う時期又は条件を、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	航空法の一部を改正する法律案（①准定期運送用操縦士の資格の創設）	府省名	国土交通省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他		
	航空法		
規制の区分	☐ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☒ 設定あり ☐ 設定なし					
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☒ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較	☐ 比較なし		
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益の定量化又は金銭価値化が困難であり、便益の発現時期が不明確であるとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	航空法の一部を改正する法律案（②操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設）	府省名	国土交通省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 航空法		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益の定量化又は金銭価値化が困難であり、便益の発現時期が不明確であるとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	航空法の一部を改正する法律案（③航空身体検査証明の有効期間の適正化）	府省名	国土交通省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 航空法		
規制の区分	☒ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益の定量化又は金銭価値化が困難であり、便益の発現時期が不明確であるとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等及び緩和を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案	府省名	国土交通省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	③
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☐ 負担なし	☒ 分析なし	④
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし					
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					
【課題の説明】							
① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。							
② ベースラインについて、現状における問題等を記載することとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。							
③ 遵守費用について、家賃債務保証業の登録申請に係る費用等が生じるとして定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り金銭価値化することが望まれる。具体的には、家賃債務保証業の登録申請に係る1件当たり登録免許税等について一定の数値化をしていることから、さらに規制の影響を受ける業者全体の費用を数値化して推計するという方法が考えられる。							
④ その他の社会的費用についての記載がないが、費用が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。							

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案	府省名	国土交通省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☐ 設定あり ☒ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案	府省名	国土交通省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	③
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし	④
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ その他の社会的費用について、港湾における重量計の整備に係る費用が生じると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化することが望まれる。具体的には、コンテナの取扱状況等を踏まえて重量計を設置しなければならない港湾数を想定し、1港湾当たりに設置する標準的な重量計の数、設置費用を推計するという方法が考えられる。

④ 代替案について、本件規制の内容を受荷主等による法令に基づかない自主的な取組と記載しているが、これは規制の新設を行わない現在の状況と同内容となっていることから代替案とは認められず、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案	府省名	国土交通省
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定		☒ 設定あり ☐ 設定なし	
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☐ 設定あり ☒ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし	②

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② レビューを行う時期又は条件について、本件規制は国際会議で議論され、国際条約として反映されるものであり、規制の効果は我が国のみで検証することは不可能であるが、国際的動向等を踏まえて必要があると認めるときと記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	河川法施行令の一部を改正する政令案				府省名	国土交通省
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 河川法施行令					
規制の区分	☐ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述		☐ 分析なし	③
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☒ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較		☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の緩和を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ 便益について、従属発電による水利使用の申請者が、許可申請に係る資料を都道府県から取り寄せ、改めて国土交通省に提出する必要がなくなると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化することが望まれる。具体的には、過去における国土交通大臣への許可申請の実績から、平均的なモデルとなる申請者の負担額を算定し、これが解消される分を便益として推計するという方法が考えられる。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加				府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 水質汚濁防止法					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	③
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☒ 便益で比較	☐ 比較なし		④
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

④ 費用について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。費用について本件規制と代替案が異なる場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る改善命令等の発動要件の見直し	府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 大気汚染防止法		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり	☒ 設定なし				①
ベースラインの設定		☒ 設定あり	☐ 設定なし				
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述		☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	②
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし			☐ 設定なし		
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☒ 便益で比較		☐ 比較なし	③
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
- ③ 費用について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。費用について本件規制と代替案が異なる場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設	府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☒ 設定あり ☐ 設定なし	
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	②
代替案	代替案の設定 ☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☒ 便益で比較 ☐ 比較なし	③
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

③ 費用について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。費用について本件規制と代替案が異なる場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の事前届出				府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	③
代替案	代替案の設定 ☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化				府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述		☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	③
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較	☒ 費用で比較	☐ 便益で比較	☐ 比較なし	④	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

④ 便益について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。便益について本件規制と代替案が異なる場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	産業廃棄物処理業者等による委託者への通知義務付け				府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	③
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較	☒ 費用で比較	☐ 便益で比較	☐ 比較なし		④
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

④ 便益について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。便益について本件規制と代替案が異なる場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の義務付け				府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	③
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較	☒ 費用で比較	☐ 便益で比較	☐ 比較なし		④
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

④ 便益について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。便益について本件規制と代替案が異なる場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	報告徴収及び立入検査の対象拡充	府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☐ 設定あり ☒ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	措置命令の対象拡充	府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	③
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ 費用及び便益について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	廃棄物処理施設に関する定期検査制の新設				府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述		☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	③
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較	☒ 費用で比較	☐ 便益で比較	☐ 比較なし		④
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

④ 便益について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。便益について本件規制と代替案が異なる場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	設置許可が取り消された場合等における最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置	府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	③
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし					④
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較	☐ 比較なし		
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					
【課題の説明】							
① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。							
② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。							
③ 遵守費用について、積立てが義務付けられている維持管理積立金は廃棄物最終処分場の維持管理費用に充てることが可能であるため、適正に積み立てている者であれば大きな負担は発生しないと記載しているが、同積立金については、多くの未納が発生しているとされている。未納している事業者に係る負担は発生すると考えられるため、これを踏まえて適切に説明する必要がある。							
④ 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。							

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	維持管理積立金の積立義務違反に対する担保措置の強化				府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他					
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止					

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☒ 設定あり ☐ 設定なし					
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述		☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	②
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較		☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					

【課題の説明】

① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	廃棄物の再生利用、広域的処理等の特例に係る環境大臣の指導監督の強化	府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定		☒ 設定あり ☐ 設定なし	
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	②
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☒ 便益で比較 ☐ 比較なし	③
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
- ③ 費用について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。費用について本件規制と代替案が異なる場合には、その旨を説明する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	熱回収の機能を有する廃棄物処理施設設置者の認定制度の創設	府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
規制の区分	☐ 新設等 ☒ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	③
代替案	代替案の設定 ☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☒ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の緩和を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	多量排出事業者の処理計画作成・提出義務に係る担保措置の創設	府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		③
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	④
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☒ 費用・便益で比較	☐ 費用で比較	☐ 便益で比較	☐ 比較なし		
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					
【課題の説明】							
① 分析対象期間について、費用及び便益を定量的に分析していないとして記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。							
② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。							
③ 便益について、多量排出事業者の処理計画提出手続を過料により担保することにより、排出事業者の自主的な取組をより促進できると定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化して示すことが望まれる。具体的には、現状において把握している処理計画の未作成・未提出件数を算定し、それが解消される分を便益として推計するという方法が考えられる。							
④ 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。							

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	法的関与要件に交付金事業を追加	府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☒ 設定あり ☐ 設定なし	
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定 ☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	②
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☒ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	③

【課題の説明】

① 分析対象期間についての記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② 代替案について、事業者の自主的な取組に委ねることが考えられると記載しているが、環境影響評価法及び各地方公共団体における条例による我が国の環境影響評価制度上、実現不可能な手段である。このため、想定できる代替案として個別の事例に応じた適切な手段を明示する必要がある。

③ レビューを行う時期又は条件について、改正法の附則に定める時期に合わせて行くと記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	方法書手続の実施前の段階で、環境保全上配慮すべき事項についての検討を行う手続を創設	府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 環境影響評価法		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり	☒ 設定なし				①
ベースラインの設定		☐ 設定あり	☒ 設定なし				②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし		
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし		
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし		
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化	☒ 定性的記述		☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析	☒ 定性的な分析		☐ 分析なし		
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし			☐ 設定なし		
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較 ☒ 費用で比較	☐ 便益で比較		☐ 比較なし		③
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし					④

【課題の説明】

- ① 分析対象期間についての記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 便益について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。
- ④ レビューを行う時期又は条件について、改正法の附則に定める時期に合わせて行くと記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	環境影響評価図書のインターネットによる公表を義務付け	府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 環境影響評価法		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		☐ 設定あり ☒ 設定なし					①
ベースラインの設定		☐ 設定あり ☒ 設定なし					②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 負担なし	☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☐ 定性的記述	☒ 負担なし	☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化	☐ 定量化	☒ 定性的記述	☐ 分析なし		
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析	☐ 費用効果分析	☐ 費用分析	☒ 定性的な分析	☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし					
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較	☒ 費用で比較	☐ 便益で比較	☐ 比較なし		③
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし				④	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間についての記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 便益について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の分析を行い、本件規制と当該代替手段の比較考量を行う必要がある。
- ④ レビューを行う時期又は条件について、改正法の附則に定める時期に合わせて行くと記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	方法書段階における説明会の義務付け	府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	③
代替案	代替案の設定 ☐ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☒ 設定なし	④
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	⑤

【課題の説明】

① 分析対象期間についての記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。

② ベースラインについて、現状における問題等を記載することとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。

③ 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

④ 代替案について、自主的に方法書段階における説明会を開催することが考えられると記載しているが、ベースラインとすべき内容であり、これとは異なる個別の事例に応じた適切な手段を明示する必要がある。また、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

⑤ レビューを行う時期又は条件について、改正法の附則に定める時期に合わせて行うと記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における実施状況の公表等を義務付け	府省名	環境省
根拠となる法令	☒ 法律 ☐ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 環境影響評価法		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
分析対象期間	☐ 設定あり ☒ 設定なし	①
ベースラインの設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用 ☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析	☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	③
代替案	代替案の設定 ☒ 設定あり ☐ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合 ☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較 ☐ 費用・便益で比較 ☒ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☐ 比較なし	④
レビューを行う時期又は条件	☒ 設定あり ☐ 設定なし	⑤

【課題の説明】

- ① 分析対象期間についての記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、本件規制の内容に応じた適切な期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題等を記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ 費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
- ④ 便益について代替案との比較を実施していないが、想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、本件費用及び当該代替手段の比較考量を行う必要がある。
- ⑤ レビューを行う時期又は条件について、改正法の附則に定める時期に合わせて行うと記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。